

令和8年度【追加】

宜野湾市測量等建設コンサルタント業務

競争入札参加資格審査申請提出要領

1. 受付期間

令和7年12月8日（月）～令和8年1月31日（金） ※1月31日までの消印有効

2. 提出方法

令和7年度の申請より、オンラインシステム(Graffer)による申請を行っております。

※ インターネット環境がない等の理由により、やむを得ない場合には、郵送申請も可となります。

当市では、窓口での書類受付は行っておりません。

また、申請書類等の受領確認について、郵送での場合は致しかねますので、書留等郵便追跡サービスが可能なもので送付してください。

なお、2月1日以降の消印で届いた申請書は、受付できませんのご留意願います。

※申請受付の確認書類（控え）が必要な場合は、「入札参加資格審査申請書」の写しと返信用封筒（切手貼付）を各自で用意し、申請書類と一緒に同封してください。

※オンラインシステム(Graffer)で申請後、郵送により重複して申請を行わないようご注意下さい。

3. 提出先及び問い合わせ先

〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩一丁目1番1号

宜野湾市役所 総務部 契約検査課（本館3階）

TEL：098-893-4425（直通）

FAX：098-893-4414

メールアドレス：Soumu03@city.ginowan.okinawa.jp

4. 申請できる者 ※次の（1）～（12）を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に抵触しない者
(同条第2項各号に該当する場合においては、その事実があった（又はその事実が判明した）後、1年以上を経過していること。)
- (2) 営業に関し、法律上必要とする資格を有する者
- (3) 作成基準日（令和7年12月1日現在）において1年以上引き続き営業を営んでいる者
- (4) 国税、県税及び市町村税を完納している者（地域区分ごとに提出すべき納税証明書等により確認します。）
- (5) 健康保険及び厚生年金に加入していること。
(個人事業者で従業員が4人以下のため適用が除外されている場合を除く。)
- (6) 雇用保険に加入していること。
(従業員が一人もいないため適用が除外されている場合を除く。)
- (7) 手形交換所による取引停止処分を受けた事実があり、経営状況が著しく不健全であると認

- められるものでないこと。
- (8) 宜野湾市暴力団排除条例（平成23年宜野湾市条例第14号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
 - (9) 測量業務（測量一般、地図の調整、航空測量）を希望する者は、測量法第55条の5の規定による登録を受けていること。
 - (10) 建築関係建設コンサルタント業務中、建築一般を希望する者は、建築士法第23条の3の規定による登録を受けていること。
 - (11) 補償関係コンサルタント業務中、不動産鑑定を希望する者は、不動産の鑑定評価に関する法律第24条の規定による登録を受けていること。
 - (12) 補償関係コンサルタント業務中、登記手続等を希望する者は、土地家屋調査士法第8条の規定による登録を受けていること。

5. 希望業種

過去2年間に実績がないものは除く。

※登録後は原則として、年度途中での業種の追加受付は行いません。

6. 入札参加資格の有効期間

登録の日から**令和9年3月31日**までとする。ただし、同日までに次期の資格決定がなされないときは、その資格決定がなされるまでの間、引き続き有効とします。

7. 登録の取り消し等

入札参加資格審査を申請した者が、次のいずれかに該当するときは、資格の登録を行わず、又は資格登録の取り消しを行います。

- (1) 入札参加資格審査申請書若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかったとき。
- (2) 審査のための実態調査に応じないとき。
- (3) 審査の過程若しくは審査の結果で、入札参加資格を与える者として不適当であることが判明したとき。
- (4) 提出書類の不備のある者

8. 変更届について

登録内容に変更・更新があった場合は、契約検査課ホームページ内の入札参加資格審査申請書変更届について（書式）を確認のうえ提出してください。

契約検査課ホームページ

<https://www.city.ginowan.lg.jp/soshiki/somu/2/1/1/2/1239.html>

9. 地域区分について

- ①市 内：登記上の本店が宜野湾市内にある者
- ②準市内：登記上の本店以外の支店・営業所等が宜野湾市内にある者
- ③県 内：①②以外で、本店又は支店・営業所等が沖縄県内にある者
- ④県 外：①②③以外の者

10. 提出書類の注意事項

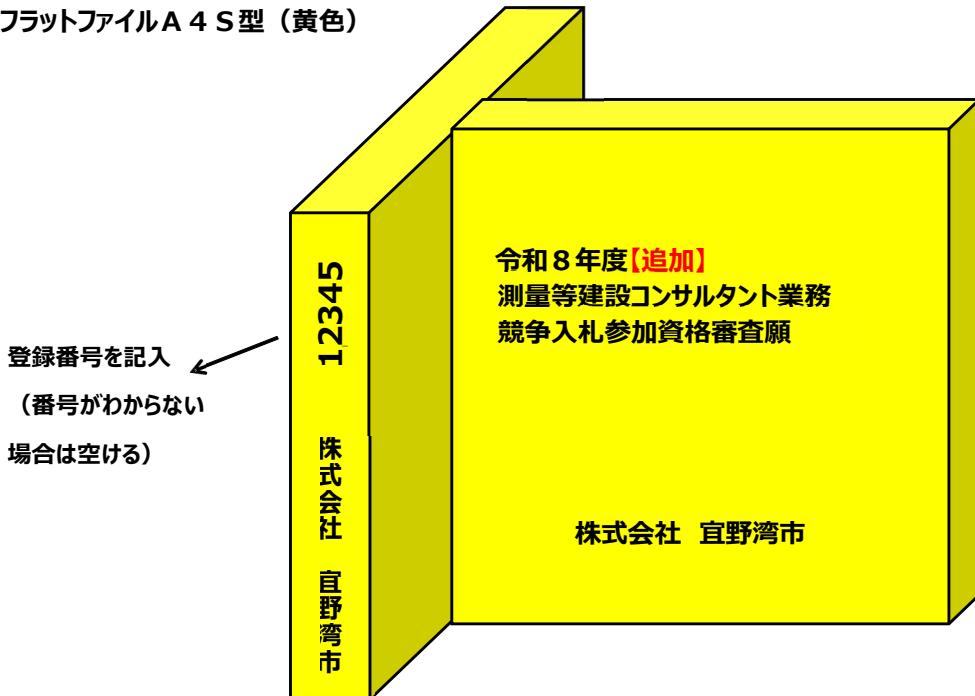
- (1) 入札参加資格申請書の申請者記入欄は、登記上の本店の所在地、商号等を記入してください。
- (2) 申請書類の作成基準日は**令和7年12月1日**現在です。
- (3) 提出書類については、宜野湾市所定の様式を使用してください。
ただし、業務実績調書については所定の記載事項があれば任意様式でも可とします。
- (4) 規格はA4サイズとし、A4より大きいサイズの書類は縮小して提出してください。
- (5) 書類は、提出書類一覧表の番号順にファイルへ綴り、ホッチキス止めをしないでください。
(綴り方については、以下を参考にしてください。)

11. 結果の通知

審査結果は、**令和8年4月1日**に、本市ホームページ及び契約検査課窓口で入札参加資格者名簿の公表をもって通知に代えるものとします。なお、有資格者として登録が認められない場合、その旨を当該申請者に通知します。

申請書類の綴り方

フラットファイルA4 S型（黄色）



- ① 表紙と背表紙に商号を記入する。
- ② 背表紙の上に登録番号を記入する。
- ③ 提出書類一覧表の番号順に並べて、2つ穴のA4ファイル（黄色）に綴る。

測量等建設コンサルタントの業種区分表

業種コード	業種区分
001	測量
002	建築関係建設コンサルタント
003	土木関係建設コンサルタント
004	地質調査
005	補償関係コンサルタント
006	調査業務

業者カード(B)における資格対照表

業種	資格名	コード	技術者区分
測量	測量士	107	1級技術者
	測量士補	208	2級技術者
建築	1級建築士	137	1級技術者
	設備設計1級建築士	078	1級技術者
	構造設計1級建築士	079	1級技術者
	2級建築士	238	2級技術者
	(電気系資格者)		
	1級電気工事施工管理技士	127	
	2級電気工事施工管理技士	228	
	第1種電気工事士	155	
	第2種電気工事士	256	
	電気主任技術者(第1種～第3種)	258	
	甲種消防設備士(第四類)	268	
	乙種消防設備士(第四類及び第七類)	269	
	1級計装士	063	
	(機械系資格者)		
	1級管工事施工管理技士	129	
	2級管工事施工管理技士	230	
	甲種消防設備士(第四類除く)	168	
	乙種消防設備士(第四類及び第七類除く)	169	
	給水装置工事主任技術者	265	
	(その他資格者)		
	建築設備士	062	
	建築構造士	064	
	建築積算士(建築積算資格者)	076	
	建築コスト管理士	080	
土木	技術士：機械部門	701	
	技術士：船舶・海洋部門	702	
	技術士：航空・宇宙部門	703	
	技術士：電気電子部門	704	
	技術士：化学部門	705	
	技術士：繊維部門	706	
	技術士：金属部門	707	
	技術士：資源工学部門	708	
	技術士：建設部門(土質及び基礎)	722	
	技術士：建設部門(鋼構造及びコンクリート)	723	
	技術士：建設部門(都市及び地方計画)	724	
	技術士：建設部門(河川、砂防及び海岸・海洋)	725	
	技術士：建設部門(港湾及び空港)	726	
	技術士：建設部門(電力土木)	727	
	技術士：建設部門(道路)	728	
	技術士：建設部門(鉄道)	729	

業者カード(B)における資格対照表

業種	資格名	コード	技術者区分
土木	技術士:建設部門(トンネル)	730	その他技術者
	技術士:建設部門(施工計画、施工設備及び積算)	731	
	技術士:建設部門(建設環境)	732	
	技術士:上下水道部門	710	
	技術士:衛生工学部門	711	
	技術士:農業部門	712	
	技術士:森林部門	713	
	技術士:水産部門	714	
	技術士:経営工学部門	715	
	技術士:情報工学部門	716	
	技術士:応用理学部門	717	
	技術士:生物工学部門	718	
	技術士:環境部門	719	
	技術士:原子力・放射線部門	720	
	技術士:総合技術監理部門(機械)	781	
	技術士:総合技術監理部門(船舶・海洋)	782	
	技術士:総合技術監理部門(航空・宇宙)	783	
	技術士:総合技術監理部門(電気電子)	784	
	技術士:総合技術監理部門(化学)	785	
	技術士:総合技術監理部門(繊維)	786	
	技術士:総合技術監理部門(金属)	787	
	技術士:総合技術監理部門(資源工学)	788	
	技術士:総合技術監理部門(建設)	789	
	技術士:総合技術監理部門(上下水道)	790	
	技術士:総合技術監理部門(衛生工学)	791	
	技術士:総合技術監理部門(農業)	792	
	技術士:総合技術監理部門(林業)	793	
	技術士:総合技術監理部門(水産)	794	
	技術士:総合技術監理部門(経営工学)	795	
	技術士:総合技術監理部門(情報工学)	796	
	技術士:総合技術監理部門(応用理学)	797	
	技術士:総合技術監理部門(生物工学)	798	
	技術士:総合技術監理部門(環境)	799	
	技術士:総合技術監理部門(原子力・放射線)	800	
RCCM	RCCM:河川、砂防及び海岸・海洋部門	751	その他技術者
	RCCM:港湾及び空港部門	752	
	RCCM:電力土木部門	753	
	RCCM:道路部門	754	
	RCCM:鉄道部門	755	
	RCCM:上水道及び工業用水道部門	756	
	RCCM:下水道部門	757	
	RCCM:農業土木部門	758	

業者カード(B)における資格対照表

業種	資格名	コード	技術者区分
土木	RCCM:森林土木部門	759	その他技術者
	RCCM:水産土木部門	760	
	RCCM:廃棄物部門	761	
	RCCM:造園部門	762	
	RCCM:都市計画及び地方計画部門	763	
	RCCM:地質部門	764	
	RCCM:土質及び基礎部門	765	
	RCCM:鋼構造物及びコンクリート部門	766	
	RCCM:トンネル部門 民間資格	767	
	RCCM:施工計画、施工設備及び積算部門	768	
	RCCM:建設環境部門	769	
	RCCM:機械部門	770	
	RCCM:電気電子部門	771	
	RCCM:建設情報部門	772	
	1級土木施工管理技士	113	1級技術者
	2級土木施工管理技士(土木)	214	2級技術者
	2級土木施工管理技士(鋼構造物塗装)	215	2級技術者
	2級土木施工管理技士(薬液注入)	216	2級技術者
	(電気系資格者)		
土木	1級電気工事施工管理技士	127	その他技術者
	2級電気工事施工管理技士	228	
	第1種電気工事士	155	
	第2種電気工事士	256	
	電気主任技術者(第1種～第3種)	258	
	甲種消防設備士(第四類)	268	
	乙種消防設備士(第四類及び第七類)	269	
	(機械系資格者)		
土木	1級管工事施工管理技士	129	その他技術者
	2級管工事施工管理技士	230	
	甲種消防設備士(第四類除く)	168	
	乙種消防設備士(第四類及び第七類除く)	169	
	給水装置工事主任技術者	265	
	(その他資格者)		
土木	地すべり防止工事士	061	その他技術者
	コンクリート診断士	081	
	土木学会認定技術者(特別上級土木技術者)	051	
	土木学会認定技術者(上級土木技術者)	052	
	土木学会認定技術者(1級土木技術者)	053	
	土木鋼構造診断士	054	

業者カード(B)における資格対照表

業種	資格名	コード	技術者区分
地質	地質調査技士	074	その他技術者
補償	不動産鑑定士	071	その他技術者
	補償業務管理士：土地調査部門	801	
	補償業務管理士：土地評価部門	802	
	補償業務管理士：物件部門	803	
	補償業務管理士：機械工作物部門	804	
	補償業務管理士：営業補償・特殊補償部門	805	
	補償業務管理士：事業損失部門	806	
	補償業務管理士：補償関連部門	807	
	補償業務管理士：総合補償部門	808	
	土地区画整理士	073	
	土地家屋調査士	082	
	公共用地取得実務経験者	099	
調査	環境計量士	075	その他技術者
	港湾海洋調査士（危険物探査）	077	
	磁気探査技士	072	

測量等建設コンサルタント業務に係る提出書類一覧表

NO	提出書類	備考	市内 準市内	県内	県外
1	提出書類一覧表	この書類をコピーし、1ページ目に綴る（チェック用）	○	○	○
2	入札参加資格審査申請書	申請者記入欄は登記上の本店で記入すること	○	○	○
3	電算入力用業者カード（A）・（B）	フリガナや肩書きなど記入漏れのないように記入 商号・所在地等、登記簿どおりに記入すること	○	○	○
4	業者（事務所）の登録通知書又は証明書（写）	申請できる者（9）～（12）に掲げる業務を希望する場合は必ず提出。それ以外の者は業者（事務所）登録を行っている場合に提出すること。	○	○	○
5	業務実績調査	直近2年分の実績（履行完了日がR5.12月～R7.11月分） ※業種毎に作成（実績がある業種のみ提出）	○	○	○
6	財務諸表（写）	直近2年分の貸借対照表及び損益計算書 ※個人事業者は、確定申告書のコピー（2年分）	○	○	○
7	技術職員有資格者名簿	令和7年12月1日現在で在籍する標準報酬月額が17万円以上または最低賃金以上の常勤技術者 ※資格証・免状等の写しを添付 1人が同業種内の資格を複数所有している場合は上位のみを提出。（例：1級とRCCMの資格を持っている場合は、1級のみを提出）	○	○	×
8	標準報酬月額に係る誓約書	NO7の技術職員有資格者名簿に記載されたすべての技術者が17万円以上または最低賃金以上の常勤技術者であることの誓約	○	○	×
9	労働保険納入確認書（写）（直近1年分）	労働保険概算・確定保険料申告書及び保険料納付の領収がわかるものを提出。 ※適用除外又は従業員が4人以下の場合は、理由書を提出してください。	○	○	○
10	社会保険料納入確認書（写）（直近1年分）	健康保険と厚生年金の未納がないことの証明書（年金事務所発行） ※令和6年10月分～令和7年9月分まで未納がないこと ※適用除外の場合は、理由書及び個人事業者で従業員が4人以下の場合は、代表者の健康保険税の納税証明書を提出してください。	○	○	○
11	国税納税証明書（写）	法人事業者-法人税と消費税及び地方消費税（様式その3の3） 個人事業者-申告所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税（様式その3の2） 住所地（納税地）を所轄する税務署発行 ※e-Tax利用の場合、電子納税証明書（PDF版）	○	○	○
12	沖縄県税の滞納のない証明書（写）	滞納のない証明書（完納証明書）	○	○	×
13	宜野湾市税の滞納のない証明書（写）	滞納のない証明書（完納証明書）	○	×	×
14	市内に所在する本社、支店等の事務所の外観及び室内の写真	A4用紙に看板と建物が確認できる写真と事務所内の様子が確認できる写真をそれぞれ1枚ずつ貼り付けてください。 (写真又はカラーコピーで提出すること)	○	×	×
15	登記簿謄本（写）	法人のみ	○	○	○
	身分証明書（写）	個人のみ（本籍地の市町村発行）			
	登記されていないことの証明書（写）	個人のみ（法務局発行） 成年後見登記制度における登記されていないことの証明書			
16	印鑑証明書（写）	拡大縮小しないこと	○	○	○
17	使用印鑑届（原本）※NO.18を提出する場合不要	実印ではない印鑑を入札や契約書類で使用する場合のみ提出	△	△	△
18	委任状及び使用印鑑届（原本）	委任する場合のみ提出 ※本店が県外又は離島のみ委任可 フリガナや肩書きなど記入漏れのないように記入	△	△	△
19	暴力団排除に関する誓約書兼同意書	商号・所在地等、登記簿どおりに記入すること	○	○	○

※NO9～13、NO15・16の証明書等は、令和7年9月1日以降発行のもの

※オンライン申請の場合、NO1、2、8、19は不要。また本社が沖縄県外の場合、NO3も不要。

○…必ず提出

△…必要な場合提出

×…不要